

京都市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年12月14日

京都市長 門川 大作

京都市規則第57号

京都市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

京都市公衆浴場法施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第4号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 契約書その他の申請者が当該浴場業を譲り受けたことを証する図書（省令第1条ただし書の規定の適用を受ける場合に限る。）

第1号様式注以外の部分中

「
種類」を「※種類」に、「構造設備」を「※構造設備」に、
」
「
その他」を
」
「
その他」
浴場業の譲受けの有無 有 無
（許可の年月日及び番号
年 月 日 第 号）
譲受けの変更の有無 有 無
（公衆浴場法施行規則（以下「省令」という。）
第1条 第3号 第4号）
」
に

改め、同様式注を同注2とし、同注2の前に次のように加える。

- ※印の欄は、浴場業を譲り受けた場合で、省令第1条第3号又は第4号に該当する事項に変更がないときは、当該事項について記入する必要はありません。

第1号様式注に次のように加える。

- 変更の有無の欄は、浴場業を譲り受けた場合にのみ記入してください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課)